

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援ロゴマーク使用基準

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会（以下「協議会」という。）において作成した、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

（ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」を応援するシンボルとして、製作物、商品、媒体等への幅広い適切な利用を促すことにより、その認知度を高めるとともに、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」の未来への継続・継承を目的とする。

（使用の申請）

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ『世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援ロゴマーク使用承認申請書（別記様式第1号）』（以下「使用承認申請書」という。）に使用デザイン案及び利用方法がわかる資料を添えて、協議会事務局に提出するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）協議会を構成する団体及び個人が販売目的以外で使用する場合
- （2）国又は地方公共団体等において、世界農業遺産の普及啓発等を目的に使用する場合
- （3）新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合
- （4）第1条に規定する目的に賛同し、販売目的以外で世界農業遺産の応援を目的に使用する場合

（審査）

第3条 協議会長は、第2条による申請（以下、「承認申請」という。）があったときは、すみやかに幹事会を招集し、申請内容を審査する。

- 2 前項に加え、電子メールにより申請内容を幹事間で共有し、承認決議に加わることができる幹事全員が同意の意思を示した場合は、幹事会の開催を省略して決議があったものとみなすことができる。
- 3 審査は提出された書面及び現物等で行うが、必要に応じて申請者からの聞き取り及び現地調査を実施することができる。

（承認及び通知）

第4条 協議会長は、幹事会の審査結果を基に、申請した事業者等に対し、『世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援ロゴマーク使用承認書（別記様式第2号）』及び『世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援ロゴマーク利用不承認（承認保留）通知書（別記様式第3号）』により承認の適否（保留を含む）を通知するものとする。

（使用期限）

第5条 ロゴマークの使用承認期間は、その使用目的や方法に変更がない場合は無期限とする。

(変更・中止)

第6条 使用目的や方法に変更がある場合は、『世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援ロゴマーク変更承認申請書（別記様式第4号）』により変更承認申請を協議会事務局にしなければならない。また、使用を中止する場合は、『世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援ロゴマーク使用中止届（別記様式第5号）』により協議会事務局へ届け出ることとする。

いずれの場合も、使用承認書を添付するものとする。

(使用基準)

第7条 協議会長は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」のイメージ又は価値を害する恐れがある場合
- (2) 消費者の利益を害する恐れがある場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反すると認められる場合

(デザイン)

第8条 ロゴマークのデザインは、『世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援ロゴマークデザインガイド（以下「デザインガイド」という。）』に基づくものとする。

2 ロゴマークの表示に要する経費は、承認を受けた事業者等の負担とする。

(メッセージの付記)

第9条 使用者は、ロゴマークに次のメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、事務局は使用の承認にあたり、メッセージの付記を使用条件とすることができるものとする。

例：『私たちは世界農業遺産「静岡の茶草場農法」を応援しています。』

『世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の普及・啓発を目的としたロゴマークです。』

『このロゴマークは商品の品質を保証するものではありません。』

(商標登録等)

第10条 使用者はロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(成果物の提出)

第11条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに協議会事務局に提出するものとする。

(改善の指示)

第12条 協議会長は、使用者が使用基準、デザインガイドを遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取り消し)

第13条 前条の改善指示に従わない場合には、協議会事務局はロゴマークの使用承認を

取り消すことができる。

(問題への対処)

第 14 条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び協議会を構成する地方公共団体は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに協議会事務局に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(使用者の責務)

第 15 条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第 16 条 この使用基準に定めるものの他、必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この使用基準は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。